

Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を示します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっていることから、市においても、この「基本的対処方針」に則って対策を実施します。

なお、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施します。

対策の実施や縮小・中止時期の判断方法については、必要に応じて、国が定めたガイドライン等を参考にします。

未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目的

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 発生の早期確認に努める。

対策の考え方

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進します。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。
- 3) 海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、県との連携を図り、継続的に情報収集を行います。

(1) 実施体制

(1)-1 市行動計画等の策定

市は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画及び事業継続計画の策定等を行い、必要に応じて見直します。

市は市行動計画の作成・見直しにあたり、必要に応じて県による支援を要請します。

(1)-2 体制の整備及び国・県との連携強化

- ① 市は、県や他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します³³。
- ② 市は、必要に応じて、警察、消防機関等と連携を進めていきます。

³³ 特措法第12条

(2)情報収集

市は、国及び県と連携して新型インフルエンザ等対策に関する情報を積極的に収集するとともに、県から要請に応じ、以下の取り組みに適宜、協力します。

県では次のとおり対策を行うこととしています。

● 情報収集

- ① 県は、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の各種情報を収集・分析し、状況把握に努めます。
- ② 県は、インターネット等により国内外の感染症情報を入手し、分析、整理します。
- ③ 県は、海外駐在事務所等から鳥インフルエンザ発生地域等における発生情報等の情報を入手し、分析、整理します。

● サーベイランス

- ① 県等は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関（インフルエンザ定点医療機関）において患者発生の動向を調査し、県内の流行状況について把握します。また、インフルエンザ定点医療機関のうち、概ね 10% の病原体定点医療機関において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握します。
- ② 県等は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握します。
- ③ 県等は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知します。

(3)情報提供・共有

(3)-1 継続的な情報提供

- ① 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、県と連携し、各種媒体を利用して継続的に分かりやすい情報提供を行います³⁴。
- ② 市は、ホームページ・広報誌・研修会等を通じ、新型インフルエンザ等の基本的な知識、手洗い・うがい・咳エチケット等の感染予防策など、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。
- ③ 市は、情報が入手困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供を行います。

(3)-2 体制整備等

市は、事前準備として以下のことを行います。

- ① 新型インフルエンザ等発生時の対応等の情報について県や直方鞍手医師会等の関係機関と情報を提供・共有できる体制を整備します。
- ② 新型インフルエンザ等発生時に、医療機関やその他情報を必要としている者に対し、確実に情報提供できるよう体制整備を図ります。
- ③ 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容や、媒体等について検討を行い、広報体制について決定しておきます。
- ④ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進めます。

³⁴ 特措法第 13 条

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 対策実施のための準備

(4)-1-1 個人における対策の普及

- ① 市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター³⁵に連絡し、指示を仰ぎ、感染を拡げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。
- ② 市は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図ります。

(4)-1-2 地域対策・職場対策の周知

市は、県と連携を図り新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における基本的な感染対策について周知を図るための準備を行います。また、市は県が実施する新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行います。

(4)-1-3 学校・施設等への対応

市は、県からの要請に応じ、以下の取り組みに適宜、協力します。
県では次のとおり対策を行うこととしています。

県等は、学校等や社会福祉施設などの施設等に対して、インフルエンザの感染予防策を啓発し、患者発生時の対応等についてあらかじめ検討するよう要請します。

- 県等は、学校等に対して、インフルエンザの感染予防策(手洗い・うがい・咳エチケット等)の啓発や患者発生時の対応等必要な対策についてあらかじめ検討するよう要請します。
- 社会福祉施設などの施設等は、新型インフルエンザ等発生後も継続的な施設運営が求められることから、県等は、施設内発生に備え患者発生時の対応等や感染拡大防止策についてあらかじめ検討するよう要請します。

(4)-1-4 水際対策

市は、県からの要請に応じ、以下の取り組み等に適宜、協力します。
県では次のとおり対策を行うこととしています。

- 防疫調査等
新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等の患者に対する疫学調査等、防疫対応を的確に実施できるよう準備します。
- 検疫所との連携
国は、新型インフルエンザ等の発生に備え、入国者の検疫の強化、検疫飛行場及び

³⁵ 海外発生期から国内発生早期までの間に県が設置します。

検疫港の集約化、航空機や船舶の運航自粛の要請等の水際対策³⁶の実施に係る体制整備を進めるとしています。そのため、県等は、福岡検疫所と定期的に情報交換を行い、新型インフルエンザ発生国からの帰国者への対応等について協議を行うなど連携を強化していきます。

(4)-2 予防接種

(4)-2-1 ワクチンの供給体制

ワクチンのうち、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンについては、国において、開発・製造及び確保を行うこととなっています。県においては、ワクチンが円滑に流通できるよう体制を構築するとともに、必要に応じ、流通調整を行うこととしています。市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集します。

(4)-2-2 基準に該当する事業者の登録

- ① 国は、医療の提供並びに国民生活及び国民生活の安定を確保するため、緊急の必要があると認めるときに特定接種が行えるよう、基準に該当する事業者の登録を進めることとしています。県及び市は、国からの要請等があった場合には、事業者に対して、登録作業に係る周知を行います。
- ② 県及び市は、国からの協力要請があった場合には、事業者の登録申請を受付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力します。

(4)-2-3 特定接種

県及び市は、特定接種の対象となり得る者に対して、集団的接種を原則とした速やかな特定接種が実施できるよう、接種体制の構築を進めます。また、市は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力します。

特定接種は、原則として集団的接種により行うこととするため、登録事業者は、企業内診療所等において接種体制を構築する、又は接種を行う地域の医療機関とあらかじめ発生時に接種に協力する旨の協定を結ぶ等により接種体制を構築することとします。なお、100人以上の集団接種体制を構築できない登録事業者については、登録事業者が属する事業者団体ごとに集団的接種体制の確保を図ることが求められます。

(4)-2-4 情報提供

県では、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、県内における供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった基本的な情報について、広く県民に対して情報提供を行い、理解促進を図ることとしています。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に提供します。

(5) 住民に対する予防接種

- ① 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図ります。
- ② 市は、円滑な住民接種の実施のため、県の技術的支援を受けるとともにあらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、市外における接種を可能にするよう努めます。

³⁶ 水際対策は、あくまでも国内発生をできるだけ遅らせる効果を期待して行われるものであり、ウイルスの侵入を完全に防ぐための対策ではないとされています。

- ③ 市は、国が示すモデル等を参考に、速やかに接種することができるよう、直方鞍手医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努めます。

(6)医療

市は、県からの要請に応じ、以下の取り組みに適宜、協力します。
 県では次のとおり対策を行うこととしてます。

● 地域医療体制の整備

- ① 県等は、原則として、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、指定(地方)公共機関を含む地域の中核的医療機関(独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等)や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる県対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進していきます。
- ② 県等は、発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行います。
- ③ 県等は、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進めるよう要請します。また、県等は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請します。

● 県内感染期に備えた医療の確保

県等は以下の点に留意して、県内感染期に備えた医療の確保に取り組みます。

- ① 県等は、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成の支援に努めます。
- ② 県等は、地域の実情に応じ、指定地方公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定(地方)公共機関である医療機関(独立行政法人国立病院機構の病院、日本赤十字病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院等)または公的医療機関等(大学附属病院、公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院等)で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努めます。
- ③ 県は、政令市等の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)等を把握します。
- ④ 県は、政令市等と連携し、感染症指定医療機関の病床が不足した場合に備えて、新型インフルエンザ患者の入院治療が可能な入院協力医療機関について、二次医療圏等の圏域毎に具体的な検討を行います。
- ⑤ 県は、政令市等と連携し、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等³⁷で医療を提供することについて検討します。
- ⑥ 県等は、地域の医療機能維持の観点から、透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、透析患者や妊婦などが新型インフルエンザ等に罹患した場合の受け入れ医療機関を確保するよう検討します。

³⁷ 特措法第48条

⑦ 県等は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討します。

● 研修、訓練等

県等は、国と連携しながら、相互に医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行います。

● 医療資器材の整備

県等は、必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等)をあらかじめ備蓄・整備します。県等は、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保するよう努めます。

● 検査体制の整備

地方衛生研究所を設置する県等は、国の支援を受け、地方衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR 検査等を実施する体制を速やかに整備します。

● 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

県は、県民の 45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄します。なお、その際には、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案しつつ行うこととします。

● 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備

県は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給する体制を構築します。また、必要に応じ、流通調整を行います。

(7)市民の生活及び経済の安定の確保

(7)-1 要援護者への生活支援

市は、基本的対処方針に基づき、地域感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携して要援護者を把握するとともにその具体的手続きを決めておきます。

(7)-2 物資及び資材の備蓄等³⁸

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備の整備等を図ります。

(7)-3 火葬能力等の把握

市は県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。

(7)-4 その他の対策

前各号に掲げるもののほか、市が特に必要と認める事項は別に定めます。

市は、県からの要請に応じ、以下の取り組みに適宜、協力します。

県では次のとおり対策を行うこととしています。

³⁸ 特措法第 10 条

● 業務計画等の策定

- ① 県は、事業者に対し、職場における感染防止策の啓発や患者発生時の対応等について、あらかじめ検討するよう要請します。
- ② 県は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認します。

● 物資供給の要請等

県は、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定地方公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請します。

● 火葬能力等の把握

県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。